

自己点検表 【特定管理医療機器以外の管理医療機器】

チェック項目							○:適	×:不適	一:該当外
	年月日	年月日	年月日	年月日					
6	回収処理＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第2項で準用する第167条＞(回収の理由が自らに起因する場合)								
	(1) 回収に至った原因の究明を行っているか								
	(2) 品質確保の方法に改善が必要な場合には所要の措置を講じているか								
7	教育訓練＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第2項で準用する第169条＞								
	従業者に対して、取り扱う医療機器の情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しているか								
8	中古品の販売等に係る通知＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第2項で準用する第170条＞								
	(1) あらかじめ、中古品を販売しようとする医療機器の製造販売業者に通知を行っているか								
	(2) 製造販売業者から、中古品を販売しようとする医療機器の品質確保その他の注意事項について指示を受けた場合、その指示事項を記録・遵守した上で、若しくは指示がない旨の通知を受けた後に、販売等を行っているか								
9	不具合等の報告への協力＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第2項で準用する第171条＞								
	販売等をした医療機器の不具合等によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又はその医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合に、保健衛生上の危害の発生、拡大を防止するため必要があると認めるときは、製造販売業者等にその旨を通知しているか、また記録を残しているか								
	一般購入者に対する情報提供＜医薬品医療機器等法第40条の4＞								
	医療機器の適正使用のために必要な情報を提供しているか								
11 (※)	医薬関係者等に対する情報提供等＜医薬品医療機器等法第68条の2＞								
	(1) 適正使用のために必要な情報を収集、検討し、販売先等に提供しているか								
	(2) 製造販売業者等が行う、医療機器の適正使用のために必要な情報の収集に協力しているか								
12 (※)	危害の防止＜医薬品医療機器等法第68条の9＞								
	危害の発生又は拡大を防止するために製造販売業者等が行う必要な措置の実施に協力しているか								
13	販売、誇大広告の禁止＜医薬品医療機器等法第65条、66条＞								
	(1) 未承認又は性状、品質又は性能が基準に適合しない医療機器の貯蔵・陳列・販売・貸与をしていないか								
	(2) 不正表示医療機器の貯蔵・陳列・販売・貸与をしていないか								
	(3) 医療機器について虚偽や誇大な広告を行っていないか								

(※)努力義務